

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平塚市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

神奈川県平塚市長

## 公表日

令和6年11月29日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	<p>(評価対象事務全体の概要) 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、低体重児の届出若しくは未熟児の訪問指導、こども家庭センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>健康診査の実施</li><li>妊娠の届出の受理</li><li>母子健康手帳の交付</li><li>低体重児の届出の受理</li></ol> <p>(特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容) 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>健康診査の実施</li><li>妊娠の届出の受理</li><li>母子健康手帳の交付</li><li>低体重児の届出の受理</li></ol>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"><li>健康管理システム</li><li>中間サーバー</li><li>共通基盤システム(庁内連携システム)</li><li>団体内統合宛名システム</li></ol>
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理システムデータファイル(母子保健システム)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表(第70項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 実施する ]</p> <ol style="list-style-type: none"><li>実施する</li><li>実施しない</li><li>未定</li></ol>
②法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表 第55、第70 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第28条、第40条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康課
②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	
—	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	平塚市 市民部 市民情報・相談課 情報公開担当 〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号 電話番号(0463)21-8764
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	平塚市 健康・子ども部 健康課 母子保健担当 〒254-0082 神奈川県平塚市東豊田448番地3 電話番号(0463)55-2111
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月29日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月29日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ O ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人情報を取り扱う事務に従事する職員に対し、課の個人情報取扱マニュアルを共有し、個人情報を適切に取り扱うことができるように周知している。また、情報セキュリティ研修等においては受講確認を行い、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じていることから、リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 9) 従業員に対する教育・啓発 ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人情報を取り扱う事務に従事する職員に対し、課の個人情報取扱マニュアルを共有し、個人情報を適切に取り扱うことができるように周知している。また、庁内の情報セキュリティ研修等においては受講確認を行い、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じていることから、リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成24年4月25日	評価実施機関における担当部署 定済課長	健康課長 宮川 康樹	健康課長 山田 進	事後	人事異動に伴う所管長の変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成24年4月25日	評価実施機関における担当部署 定済課長	健康課長 山田 進	健康課長 磯部 達男	事後	人事異動に伴う所管長の変更であるため、重要な変更には該当しない。
令和2年11月15日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを削除する事 ①事業者の名称	母子保健に関する事務(保健指導等)	母子保健に関する事務	事後	事務の名称の変更であったため、重要な変更には該当しない。
令和2年11月15日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の第56の2の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の注)第5条で定める事務及び情報を定める命令第30号、第38条の3	番号法第19条第7号 別表第二の第56の2、第56の3の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の注)第5条で定める事務及び情報を定める命令第30号、第38条の3	事前	令和2年6月から、特定個人情報番号の番号(母子保護法)による経緯本文は其取扱いに当たっては当該特定の健康診査に関する情報(情報)について、情報提供ネットワークシステムへの接続を開始(情報連携)するため。
令和2年11月15日	1 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	平塚市 健康・こども部 健康課 子育て担当 〒254-0082 神奈川県平塚市東豊田448番地3 電話番号(0463)55-2111	平塚市 健康・こども部 健康課 予防担当 〒254-0082 神奈川県平塚市東豊田448番地3 電話番号(0463)55-2111	事後	課内における取扱い担当の変更であるため、重要な変更には該当しない。
令和2年11月15日	11 しいい権利項目 1. 対象人員 いつ時点の計数か	平成27年1月27日 時点	令和1年12月1日 時点	事後	評価の再実施に係る記載の変更。
令和2年11月15日	11 しいい権利項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月27日 時点	令和1年12月1日 時点	事後	評価の再実施に係る記載の変更。
令和2年11月15日	IV リスク対策 8. 人事を任せざる作業 判断の根拠	—	十分である	事後	令和2年6月から、特定個人情報番号の番号(母子保護法)による経緯本文は其取扱いに当たっては当該特定の健康診査に関する情報(情報)について、情報提供ネットワークシステムへの接続を開始(情報連携)するため、評価を行った。
令和2年11月15日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを削除する事 ②事業者の概要	1. 保健指導の実施 2. 経済的負担軽減の実施 3. 健康診査の実施 4. 妊婦の届出の受理 5. 妊婦の届出に係る事実の確認 6. 母子健康手帳の交付 7. 母子健康手帳交付物の整備 8. 母子健康手帳の再交付 9. 産後ケア事業 10. 低体重児の届出の受理 11. 低体重児の届出に係る事実の確認 12. 未熟児の訪問指導	1. 健康診査の実施 2. 妊婦の届出の受理、確認、母子健康手帳の交付 3. 母子健康手帳の再交付 4. 低体重児の届出の受理	事後	母子保健に関する事務の中で、特定個人情報を取り扱う業務を廃止し、対応していない業務を削除した。
令和2年11月15日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを削除する事 ②事業者の概要	1. 健康診査の実施 2. 妊婦の届出の受理 3. 母子健康手帳の交付 4. 低体重児の届出の受理	1. 保健指導の実施 2. 経済的負担軽減指導等の実施 3. 健康診査の実施 4. 健康診査の実施 5. 妊婦の届出の受理、確認、母子健康手帳の交付 6. 経済的負担軽減 7. 低体重児の届出の受理、事実の確認 8. 産後ケア事業 9. 産後ケア事業 10. 出生一時費(産後給付金の交付) 11. 不妊治療(先進医療)助成金の交付 12. 産後ケア(育児相談)助成金の交付	事後	母子保健に関する事務の中で、評価対象事全体の概要を適した。
令和2年11月15日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを削除する事 ②事業者の概要	1. 健康診査の実施 2. 妊婦の届出の受理 3. 母子健康手帳の交付 4. 低体重児の届出の受理	1. 健康診査の実施 2. 妊婦の届出の受理、確認、母子健康手帳の交付 3. 母子健康手帳の再交付 4. 低体重児の届出の受理、事実の確認	事後	母子保健に関する事務の中で、評価対象事全体の概要を適した。
令和2年11月15日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを削除する事 ②事業者の概要	平塚市 健康・こども部 健康課 予防担当 〒254-0082 神奈川県平塚市東豊田448番地3 電話番号(0463)55-2111	平塚市 健康・こども部 健康課 母子保健担当 〒254-0082 神奈川県平塚市東豊田448番地3 電話番号(0463)55-2111	事後	課内における取扱い担当の変更。
令和2年11月15日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを削除する事 ②事業者の概要	(評価対象事全体の概要) 母子保護法(昭和47年法律第四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊婦の届出、母子健康手帳の交付、妊婦の届出に係る事実の確認、産後ケア事業の実施、低体重児の訪問指導に関する事務であって主務者で定めるもの。	(評価対象事全体の概要) 母子保護法(昭和47年法律第四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊婦の届出、母子健康手帳の交付、妊婦の届出に係る事実の確認、産後ケア事業の実施、低体重児の訪問指導、低体重児の届出に係る事実の確認、こども支援センターの事業の実施に関する事務であって主務者で定めるもの。	事後	母子保健に関する事務の中で、評価対象事全体の概要を適した。
令和2年11月15日	1 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(第49項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の注第5条で定める事務及び情報を定める命令第40条	番号法第9条第1項 別表(第7項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の注第5条で定める事務及び情報を定める命令第40条	事後	令和8年5月の番号法等の改正により、別表第1と別表第2の統合され別表1となったため。
令和2年11月15日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の第56の2、第56の3の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の注)第5条で定める事務及び情報を定める命令第30号、第38条の3	番号法第19条第6号 別表 第5、第7の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の注)第5条で定める事務及び情報を定める命令第28条、第40条	事後	令和8年5月の番号法等の改正により、別表第1と別表第2の統合され別表1となったため。
令和2年11月15日	11 しいい権利項目 1. 対象人員 いつ時点の計数か	令和1年12月1日 時点	令和6年11月29日 時点	事前	評価の再実施に係る記載の変更。
令和2年11月15日	11 しいい権利項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年12月1日 時点	令和6年11月29日 時点	事前	評価の再実施に係る記載の変更。
令和2年11月15日	IV リスク対策 8. 人事を任せざる作業 判断の根拠	十分である	十分である	事前	様式変更に伴う追記。
令和2年11月15日	IV リスク対策 11 当該対策は十分か	十分である	十分である	事前	個人情報を取り扱う業務に従事する職員に対し、課の個人情報取扱マニュアルを共有し、個人情報を適切に取り扱うことが出来るように周知している。また、情報セキュリティ研修において従業員教育を行い、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じていることから、リスクへの対策は十分であると考えられる。
令和2年11月15日	IV リスク対策 11 当該対策は十分か	十分である	十分である	事前	従業員に対する教育・啓発
令和2年11月15日	IV リスク対策 11 当該対策は十分か	十分である	十分である	事前	個人情報を取り扱う業務に従事する職員に対し、課の個人情報取扱マニュアルを共有し、個人情報を適切に取り扱うことが出来るように周知している。また、情報セキュリティ研修において従業員教育を行い、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じていることから、リスクへの対策は十分であると考えられる。